令和元年度 第1回 那須塩原市·那須町採択地区協議会 議事録

<議事録作成者>

那須塩原市・那須町採択地区協議会 事務局 那須塩原市教育委員会 主査・指導主事 寺 崎 裕 史 那須町教育委員会 指導主事 安 宅 伸太朗

令和元年度 第1回那須塩原市・那須町採択地区協議会議事録

令和元年5月20日、午後2時より令和元年度第1回那須塩原市・那須町採択地区協議会が 西那須野庁舎301~303会議室において開催され、その結果は次のとおりであります。

I 会議

1 本会議に出席した委員

那須塩原市教育委員会 教育長 大宮司 敏 夫 那須町教育委員会 教育長 平久井 好 一 大澤真弓 那須塩原市教育委員会 教育委員 那須町教育委員会 教育委員 菊 地 厚 子 那須塩原市教育委員会 学校教育課長 小泉秀 夫 那須町教育委員会 学校教育課長 阿久津 正 樹 那須塩原市PTA連絡協議会 副会長 國 井 大 輔 (那須塩原市立豊浦小学校 P T A 会長) 那須町PTA連絡協議会 大森 唆 (那須町立那須高原小学校PTA会長) 栃木県立那須特別支援学校長 加藤 豊 白 石 仁 那須塩原市校長会長 (那須塩原市立大山小学校長) 那須町校長会長 増 渕 尚 (那須町立黒田原小学校長)

2 本会議の事務局員

那須塩原市教育委員会学校教育課 学校指導係長 相 樂 尚 志 那須町教育委員会学校教育課 学校教育係長 足 助 佳代子 那須塩原市教育委員会学校教育課 副主幹・指導主事 鏑木 崇 那須塩原市教育委員会学校教育課 副主幹・指導主事 菊 地 はす江 那須塩原市教育委員会学校教育課 副主幹・指導主事 稲垣俊弘 那須塩原市教育委員会学校教育課 寺 崎 裕 史 主査・指導主事 那須町教育委員会学校教育課 指導主事 安 宅 伸太朗 那須町教育委員会学校教育課 増 子 智 和 指導主事 角田孝典 那須塩原市教育委員会学校教育課 主査

3 本会議の内容

(1) 確認事項

- ① 教科書採択の方法について(資料1)
- ② 那須塩原市・那須町採択地区協議会規約について(資料2)
- ③ 那須塩原市・那須町採択地区協議会運営要領について(資料3)
- ④ 教科用図書採択の経過及び今後の予定について(資料4)

(2)議事

- ① 教科用図書選定・採択の基本方針について(資料5)
- ② 教科用図書選定・採択の手順について(資料6)
- ③ 教科用図書採択関係事務日程について(資料7)
- ④ 採択地区協議会調査員について(資料8) [非公開事項]
- ⑤ 第2回採択地区協議会における調査員からの報告、協議等の日程について(資料9)
- ⑥ 平成30年度決算報告
- ⑦ 令和元年度予算(案)について
- ⑧ その他

Ⅱ 議事録

1 開 会

事務局:令和元年度第1回那須塩原市・那須町教科用図書採択地区協議会を開催する。 本協議会規約第12条第1項による定足数を満たしているので、会議が成立する ことを報告する。

2 あいさつ

那須塩原市・那須町採択地区協議会長 大宮司 敏 夫

本日は令和元年度第1回那須塩原市・那須町教科用図書採択地区協議会、何かとお忙しいところ御出席いただいたことに感謝。

本協議会は、発足後5年が経過。教科書採択については、「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律」により、採択の手続きが行われているが、平成26年4月に法改正があり、その後、那須塩原市と那須町と両市町の協力で採択業務を行うこととなった。今年度は那須町平久井教育長と協議し、会長を大宮司が、副会長は平久井教育長が務める。相互に協力しながら、よりよい教科書を選定できるようにしたい。

協議会の規約に基づき、それぞれの分野からいずれも教育に関する識見を深くお持ちで、 さらに各分野で御活躍の皆様。協議会委員を快く引き受けいただいたことに感謝。

今年度の教科書の選定についても、この協議会における決定が大きな意味をもつものとなる。それは、両市町教育委員会とも、この協議会の選定結果を遵守して、採択することが義務づけられているからである。教科書選定は各自治体の重要な業務として位置付けられているが、この教科書採択について国内各所において様々な問題が発生したり、教科書検定制度についても国の関与が大きくなってきたりと、教科書に関わる問題がクローズアップされている。そのような時期であるからこそ、適切な協議により、子どもたちにとって分かりやすく、学びやすい教科書が公正に採択されますよう、御協力を願いたい。

承知のように、教科用図書の採択については、「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律」に基づきまして採択事務が執り行われる。小学校及び義務教育学校(前期課程)用・中学校及び義務教育学校(後期課程)用、そして特別支援学級用というように分けてある。

本年は、小学校及び義務教育学校(前期課程)用教科書、特別の教科道徳を除く中学校及び義務教育学校(後期課程)用教科書を選定いただく。また、特別支援学級用の教科用図書については毎年採択替えとなっている。特別支援学級用については、児童生徒の実態にできるだけあった教科用図書を供給するという意味から、毎年採択替えを行っているということでございます。是非そういった観点から皆様方に両市町の小・中・義務教育学校の特別支援学級の児童生徒の実態に合う、良い教科用図書・一般図書の選定をお願いしたい。

また、教科書の採択につきましては、公平・公正を期すことが強く求められる。従って 我々も十分秘密の保持に努めて参る一方で、皆様方も、そういう趣旨に沿い適切な採択事 務が滞りなく行われるように御協力を願いたい。詳細については担当から資料に基づき説 明する。

7月の会議では、調査員会の調査結果を受けて、選定を行う。2回目は調査員からの報告を受けて検討するため、長時間の会議になるが、協力をいただきたい。

3 出席者紹介 名簿順に自己紹介

4 令和元年度 協議会の組織、委員等の確認

事務局 :資料2の説明。

規約 第4条により、本協議会は 委員11名をもって組織することになっている。 委員については、第5条に該当する方々に委嘱をしている。任期については 1年とし、平成31年4月1日~令和2年3月31日。また、本協議会の会長及び副会長については、規約 第7条第2項により、両市町 教育委員会が協議して定めた、市町の教育委員会の教育長となっているため、本年度は協議の結果、那須塩原市教育委員会大宮司敏夫教育長が、会長。また、副会長は、規約第7条第5項により会長の指名により那須町教育委員会平久井好一教育長が副会長。併せて、事務局・庶務につきましては規約 第10条により、那須塩原市・教育委員会学校教育課が中心となって庶務を処理する。

5 確認事項

(1) 教科書採択の方法について(資料1)

事務局:資料1について説明。

1、採択の権限

教科書の採択とは、学校で使用する教科書を決定することで、その権限は、公立学校で使用される教科書については、その学校を設置する市町村や都道府県の教育委員会にある。つまり、市・町立の小中学校等で使用される教科書については、当該市町教育委員会に採択の権限がある。

2、採択の方法

適切な採択を確保するため、都道府県教育委員会が、採択の対象となる教科書について調査・研究し、採択権者に指導・助言・援助することになっている。最終的には、採択権者が、都道府県の選定資料を参考にするほか、独自に調査・研究した上で1種目につき1種類の教科書を採択することとなる。

3、共同採択

那須塩原市と那須町は平成27年度から「那須塩原市・那須町採択地区」を設け、協働で教科書の採択を行っている。

(2) 那須塩原市・那須町採択地区協議会規約について(資料2)

事務局: 資料2、協議会規約についての確認。

「那須塩原市・那須町 採択地区協議会 規約」について説明。

はじめに、規約の改正について、皆様に諮りたい。改正案 (資料2-1)

資料中の赤字が改正箇所。学習指導要領の改定により、小学校高学年で教科として外国語科が導入されたため、「別表分類小学校教科用図書」の欄に、外国語を追加。

御協議をお願いします。

会 長: 外国語の追加があったが、御意見、御質問を賜りたい。

(意見・質問等 なし)

会 長: 本改正案を承認する委員は挙手をお願いしたい。

委員: 全会一致で承認。

会 長: 全会一致で改正された。改正案の文字を消除願いたい。 規約の改正を受け、改めて事務局の説明を願いたい。

事務局: 第1条にあるように、本日行われている協議会の大きな役割は、那須塩原市・那須町採択地区内の市・町立の小・中学校及び義務教育学校において使用する教科用図書の採択について協議を行い、その結果を教育委員会に通知する・ことである。第4章に規定した教科用図書の調査研究について、第17条 第1項~第3項に規定する調査員会を組織し、調査員を委嘱して、採択事務を補佐

してもらうことになる。調査員の任命・委嘱等につきましては、後ほど提案させていただく。

(意見・質問等 なし)

(3) 那須塩原市・那須町採択地区協議会運営要領について(資料3)

事務局: 資料3について説明。

採択地区協議会規約第12条第3項に記載されている「運営に必要な事項」がこの「採択地区協議会運営要領」になる。協議会及び調査員会の運営における、「会議の非公開」「傍聴」「開示」については、御覧のような要領を提案する。非公開事項については、協議会規則に定めるもののほか、調査員の承認、調査員会、希望調査の結果説明については、公正確保の観点から非公開としたい。また、傍聴について、開示については要領案に定めた方法で行いたいと考える。以上について協議をお願いしたい。

会 長 : 運営要領案について承認を諮る。

委員: 全会一致で承認。

会 長 : 全会一致で承認された。要領(案)の案の文字を消除願いたい。運営要領が定まったので、傍聴の方々には、非公開の場面においては、御退席いただくことになるので、御了承願いたい。また、その際は係の指示に従って入退室をお願いする。

(4) 教科書採択の経過及び今後の予定について(資料4)

事務局: 資料4について説明。

今年度は.

- ①小学校及び義務教育学校(前期課程)用の教科書
- ②特別の教科 道徳を除く中学校及び義務教育学校(後期課程)用の教科書
- ③小・中・義務教育学校の特別支援学級用の教科書の採択の年度となる。

「特別支援学級」,小・中・義務教育学校の特別支援学級における教科書は,毎年 採択替えとなる。

(意見、質問等 なし)

6 協議事項

(1) 教科用図書選定・採択の基本方針について(資料5)

事務局:資料5について説明。

各項目ごとに,要点を説明する。

- 1 選定・採択の基本。選定に当たっては、県教育委員会の調査研究資料及び 教科書展示会により、すべての教科用図書について十分調査研究するとともに、 実際に使用する学校の教職員の意見や希望を反映させて、公正、適切な考察の もとに那須塩原市・那須町両市・町の小・中・義務教育学校の実情に即して、 選定に当たる。
- 2 選定・採択の公正確保」ですが、採択の公正を確保するために十分配慮し 厳重に注意して選定に当たることになっている。また、調査員の選任に当たっ ても公正を期することとなっている。
- 3 選定・採択の方法, 文部科学省 教科書目録に搭載された教科書の中から選 定することになる。

ただし、学校教育法 附則第9条に規定する、いわゆる特別支援学級用の教 科書については、この限りではない。

4 本年度採択する令和2年度 使用教科書,先ほど説明したとおり,小学校及 び義務教育学校(前期課程)用教科書,特別の教科道徳を除く中学校及び義務 教育学校(後期課程)用教科書,小・中・義務教育学校 特別支援学級用の教科 書となる。

- 5 調査員の組織及び運営について、調査員をおく部会及び調査員数は、次の表のとおり、小学校46名、中学校27名、特別支援学級6名としたい。なお、調査作業の充実を図るために、栃木県教科用図書選定審議会において調査員に委嘱された方については、本協議会の調査員として優先的に委嘱していただきたい。
- 6 採択の希望調査の実施ですが、採択地区内の小学校・義務 教育学校(前期 課程)及び、特別支援学級のある小・中・義務教育学校には、採択希望調査を 実施し、提出された希望調査結果を調査員の資料として活用したい。
- 7 選定・採択に関する日程、この後、御提案させていただく。
- 8 那須塩原市・那須町 採択地区協議会の経費,委員及び調査員への謝金や旅費等の経費は,協議会が負担する。

以上、御提案いたしたい。

会 長: 改めて確認していただきたい。御質問や御意見等を伺う。

会 長: 事務局案について承認を諮る。

委員: 全会一致で承認。

会 長: 承認されたので、(案)の文字を消除願いたい。

(2) 教科用図書選定・採択の手順について(資料6)

事務局: 資料6について説明。

本日の第1回協議会後、資料にあるような流れで採択の手続きを進めたいと思います。大まかに申し上げると、この後2回の調査 員会の後、第2回目の協議会を開催し、そこで選定作業を行い、その内容を両市町教育委員会に通知するようにしたいと考えている。

補足として、法律により、使用する前年度の8月31日までに採択を行わなければならない。事務手続き上、両市町教育委員会は7月中にそれぞれの教育委員会において採択を決定することとなる。

以上、選定・採択の手順について御検討お願いいたい。

(質問、意見等 なし)

会 長: 事務局案について承認を諮る。

委員: 全会一致で承認。

会 長: 承認されたので、(案)の文字を消除願いたい。

(3) 教科用図書採択関係事務日程について(資料7)

事務局: 資料7について説明。

先ほど承認いただいた流れに従い、資料のような日程で選定を進めていく。 5 月 3 1日から 7 月 3 日にかけて教科書展示が開催され、各学校に「資料 1 4 - 1 \sim 4」にある「採択希望調査票」を配布し、第 2 回の調査員会までには回収し、調査資料にしたいと考えている。

7月11日に第2回目の選定委員会を開催させていただきたい。会場は那須塩原市西那須野庁舎3階301~303会議室となる。那須町では7月26日に開催予定の教育委員会に、那須塩原市では、7月29日に開催予定の教育委員会、協議会の結果を報告し、教育委員会による採択を行う流れとなる。採択が無事に済んだ後、両市町教育委員会事務局が需要票をとりまとめ、8月9日(金)には、県の教育委員会に報告を済ませたいと考えている。

以上,検討願いたい。

会 長: 事務局案について承認を諮る。

加藤委員: 県の提出先が学校教育課でなく今年度より義務教育課となるのではないか。

事務局: 今年度より義務教育課であり、訂正を願いたい。

委員: 全会一致で承認。

会 長: 承認されたので、(案)の文字を消除願いたい。

(4) 採択地区協議会調査員について(資料8)

会 長: 傍聴人の方については、先ほどの運営要領による非公開事項に基づき、これからは非公開となるので、傍聴人の方はしばらく御退席いただきたい。

(5) 第2回採択地区協議会における調査員からの報告、協議等の日程について(資料9) 事務局: 資料9について説明。

調査員からの報告方法:調査員の先生方には、資料15-1~30の様式に従い、各教科書について調査研究資料を作成していただく。小学校及び義務教育学校(前期課程)の教科書については、、調査した教科書全社の特色を報告した後、調査員として採択を希望する教科書2社程度を中心に、各教科の代表者が報告をする形をとりたい。特別の教科道徳を除く中学校及び義務教育学校(後期課程)の教科書については、新しい教科書の発行はないため、平成28年度用見本と、現在発行されている教科書の変更点について調査結果を報告する形式をとりたい。特別支援学級用については、本来ならその資料を基に、調査研究を行った全ての教科書について、その特徴等を報告すべきところであるが、作成される資料が膨大な数となるため、審議の充実と、時間短縮を考慮し、本年度、新たに加えた教科用図書についての特徴を中心に調査結果を報告するかたちを提案したい。

以上のような調査報告でよいか、検討願いたい。

(調査員の報告方法について、意見、質問等なし)

事務局: 協議の方法, 日程について。

資料のとおり、調査員の代表により、それぞれの教科について調査結果の報告を受けていただきたい。報告終了後、質疑応答の時間をとり、御質問等があれば、そこでお願いしたい。

質疑応答終了後、委員で協議を行い,両市町の小・中学校及び義務教育学校で使用する教科用図書としてふさわしいと思われる教科用図書1社を選定していただきたい。特別支援学級用については,両市町の特別支援学級で使用する教科用図書としてふさわしいと思われる全ての教科用図書について選定していただきたい。当日,実際に教科書を御覧いただく時間があまりないため,5月31日から始まる教科書展示会に足をお運び願いたい。

以上のような日程でよいか、検討願いたい。

会 長: 事務局案について承認を諮る。

委員: 全会一致で承認。

会 長: 承認されたので、(案)の文字を消除願いたい。

(6) 平成30年度決算報告について(資料10)

事務局: 決算報告及び監査より監査報告を実施

会 長: 決算報告、監査報告について御意見、御質問を承る。

(質問、意見等 なし)

会 長: 平成30年度決算報告について承認を諮る。

委員: 全会一致で承認。

会 長: 平成30年度決算報告については承認された。

(7) 令和元年度予算案について(資料11)

事務局: 令和元年度予算案について説明

調査員が昨年度比で倍増、経費(各市町負担金)の額も増額した。市町の規模に合わせて児童生徒の人数により負担額を算出した。

会 長: 質問、御意見を承る。

(質問、意見 なし)

会 長: 令和元年度予算案について承認を諮る。

委員: 全会一致で承認。

会 長: 承認されたので、(案)の文字を消除願いたい。

(8) その他

会 長: 委員の方から、何かあるか。

委 員: 特になし。

会 長: 事務局で何かあるか。

事務局: 特になし。

会 長: 以上で審議事項を終わりにする。皆さんの御協力により、スムーズな進行がで

きた。御協力に感謝したい。

7 その他

(1) 令和元年度使用教科用図書(一般図書)採択一覧表について(資料12)

事務局: 資料12について説明。

今年度、各小・中・義務教育学校で使用されている教科用図書の一覧表である。

(2) 令和元年度使用特別支援学級用教科用図書採択一覧表について(資料13)

事務局: 資料13について説明。

特別支援学級用で使用されている教科用図書・一般図書の一覧表である。

(3) 令和元年度使用教科用図書採択希望調査票について(資料14)

事務局: 資料14について説明。

実際に使用する学校の意見や希望を反映させながら、公正、適切な教科用図書 採択をするため、採択地区内全中学校・義務教育学校及び特別支援学級を有する 小・中学校・義務教育学校に採択の希望調査を実施する。形式は資料にあるとお りで、各学校に送付したい。先ほど承認いただいた日程に従って、希望調査を行 う。

(4)調査研究資料について(資料15)

事務局: 資料15について説明。

調査員の方に作成していただく研究資料の様式である。調査員の方に、1つの 教科用図書につき1枚、研究資料を作成していただく。以上、確認願いたい。

(5) 教科用図書採択の基本方針等について(別冊資料16)

事務局: 別冊資料16について説明。

こちらは、県の第1回審議会における教科用図書採択の基本方針になる。後ほど、ゆっくり御覧願いたい。

(6) 令和2年度使用教科書の採択及び採択事務処理について(別冊資料17)

事務局: 別冊資料17について説明。

文部科学省から出されている各種通知を配布する。この通知に従って、採択事務を進めていきたい。詳細は後ほど御覧願いたい。

8 その他

会 長: 教科用図書の閲覧場所の確認。

事務局: 西那須野庁舎3階の奥が「教科書センター」となっている。

会長: 初めての方は帰りにのぞいていただきたい。

9 閉 会

事務局: 以上で、第1回那須塩原市・那須町採択地区協議会を閉会とする。

この会議録は、事実と相違ないことを署名する。

議事録署名

那須塩原市教育委員会学校教育課長

小家参大



那須町教育委員会学校教育課長

阿久津正村

